

鳥取県告示第234号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成21年4月3日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	居宅サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人 あすなる会 理事長 濱崎 芳宏	鳥取市川端四 丁目115	鳥取市介護老人保健 施設やすらぎ訪問リ ハビリテーション事 業所・介護予防訪問 リハビリテーション 事業所	鳥取市的場一丁 目11	訪問リハビリ テーション	平成21年4月 1日
株式会社健康 サポートクラ ブ 代表取締役 伏野 久	鳥取市千代水 四丁目68	株式会社健康サポ ートクラブ	鳥取市千代水四 丁目68	通所介護	〃
すみれ合同会 社 代表社員 矢 田千恵子	八頭郡智頭町 大字三吉610- 1	すみれデイサービス	八頭郡智頭町大 字三吉610-1	〃	〃
社会福祉法人 智頭町社会福 祉協議会 会長 前橋登 志行	八頭郡智頭町 大字智頭1875	智頭デイサービスセ ンター	八頭郡智頭町大 字智頭1875	〃	〃
〃	〃	智頭町立智頭心和苑	〃	短期入所生活 介護	〃
智頭町 智頭町長 寺 谷誠一郎	八頭郡智頭町 大字智頭2072 -1	智頭病院訪問看護ス テーション	〃	訪問看護	〃